

高知大学人事委員会規則

平成 16 年 9 月 22 日
規則 第 400 号

最終改正 令和 4 年 3 月 28 日規則第 101 号

(趣旨)

第 1 条 国立大学法人高知大学組織規則第 16 条第 2 項及び国立大学法人高知大学職員の懲戒等に関する規則（以下「懲戒規則」という。）第 3 条の規定に基づき、職員の人事について円滑かつ合理的な運営を期するため高知大学人事委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項及び手続)

第 2 条 委員会は、職員に関する次の事項をつかさどる。

- (1) 人員管理に関すること。
- (2) 人員配置に関すること。
- (3) 労務管理に関すること。
- (4) 人事制度に関すること。
- (5) その他の人事に関し審議を必要とする事項（ただし、職員の辞職、早期退職及び国立大学法人高知大学職員就業規則第 13 条第 1 項第 1 号、第 3 号及び第 6 号から第 8 号までに規定する休職に関する事項並びに同規則第 68 条に規定する安全衛生に関する事項は除く。）

2 前項第 1 号及び第 2 号の事項のうち大学教員に関する事項については、国立大学法人高知大学全学教員人事審議会において審議する。

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事（総務・企画・危機管理担当）
- (2) 理事（財務・労務管理担当）
- (3) 学系長及び副学系長
- (4) 医学部附属病院長
- (5) センター連絡調整会議議長
- (6) I R・評価機構長
- (7) 安全・安心機構長

(8) 事務局長

(9) 医学部附属病院看護部長

- 2 委員会に委員長を置き、理事（財務・労務管理担当）をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

（議事）

第4条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ議事を開くことができない。

- 2 委員が都合により委員会に出席できない場合は、代理の者を出席させることができる。
- 3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（専門部会）

第5条 委員会に、次に掲げる専門部会を置く。

- (1) 事務職員の人事に関する事項を審議するため、その都度事務職員専門部会を置くことができる。
 - (2) 医療職員の人事に関する事項を審議するため、その都度医療職員専門部会を置くことができる。
 - (3) その他専門的な業務に従事する職種に係る人事に関する事項を審議するため、その都度専門職専門部会を置くことができる。
 - (4) その他委員会から依頼を受けた人事に関する事項を審議するため、その都度専門部会を置くことができる。
- 2 前項各号に規定する専門部会は、審議事項に応じて委員長が指名する委員によって構成する。また、必要な場合は、委員会委員以外の者を加えることができる。

（調査部会）

第6条 委員会に、懲戒規則第4条に基づく調査審議を行うため、その都度調査部会を置く。

- 2 調査部会は、調査審議事項に応じて委員長が指名する委員によって構成する。また、必要な場合は、委員会委員以外の者を加えることができる。

（部会からの報告）

第7条 委員会は、各部会から報告を受け、審議を行う。

(学長への報告)

第8条 委員会の審議については、その都度学長に報告するものとする。

(役員会への具申)

第9条 委員会の審議については、役員会に具申するものとする。

(事務)

第10条 委員会の事務は、総務部人事課において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規則は、平成16年9月22日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年11月29日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年7月5日規則第15号)

この規則は、平成18年7月5日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則 (平成22年3月31日規則第80号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年6月27日規則第22号)

この規則は、平成24年7月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日規則第116号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月9日規則第114号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月30日規則第155号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月28日規則第86号)

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 27 日規則第 98 号）

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 28 日規則第 101 号）

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。